

◎新潟県告示第1036号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、改正後の別記建設工事入札参加資格審査事項の規定は、令和4年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、</u>正本1部、副本1部とする。</p> <p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会貢献活動等の状況 次のアからキまでに掲げる事項の該当の有無</u> ア～オ (略)</p> <p><u>カ 個人番号カードの取得又は交付申請の状況 別に定める従業者（以下カにおいて「従業者」という。）の数に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u></p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、法第27条の26第2項及び第3項に規定する書類の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>県外建設業者にあつては、</u>正本1部、副本1部とする。</p> <p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会貢献活動の状況 次のアからオまでに掲げる事項の該当の有無</u> ア～オ (略)</p>

第2条第7項に規定する個人番号カードの
交付を受けている従業者及び交付の申請を
した従業者で交付を受けていないものの数
を合計した数の割合が10分の7以上である
こと。

キ 協力雇用主の登録状況 新潟保護観察所
が行う協力雇用主制度に基づく協力雇用主
の登録

(5)・(6) (略)

(5)・(6) (略)